

岐阜労働局発表
平成30年1月22日(月)

担 当	【ユースエール担当】		
	職業安定部訓練室	電話	058-245-1266
	訓練室長 岩田 数成		
	室長補佐 坪田 英治		
	【えるぼし担当】		
	雇用環境・均等室	電話	058-245-1550
監理官 水端 盛仁			
室長補佐 大口 力生			



西濃初のユースエール認定決定！ 中小企業初のえるぼし認定決定！



岐阜労働局(局長 稲原俊浩)は、若者雇用促進法及び女性活躍推進法に基づき下記企業を認定しました。

岐阜労働局管内のユースエール認定は合計3社、えるぼし認定は合計5社となりました(別添1)。

若者雇用促進法 ユースエール認定企業

社会福祉法人如水会 (揖斐郡大野町、老人福祉・介護事業)

女性活躍推進法 えるぼし認定企業

<2つ星> **株式会社ダイヤモンド** (岐阜市、インテリア用品販売業)

※認定基準や各企業の認定実績、取組内容等については別添2～5を参照ください。

認定通知書交付式

※当日の取材をお願いします

場所：岐阜労働局 4階会議室

(岐阜市金竜町5-13 岐阜地方合同庁舎)

日時：平成30年1月29日(月) 10:30～

※交付式後に認定企業と報道機関の意見交換会を予定しております(交付式と併せて30分程度)。

※11時から定例記者会見を予定しておりますので、その前にぜひ交付式の取材をお願いします。



岐阜県内のユースエール認定企業一覧

平成30年1月22日現在

認定年度	企業名	所在地	業種	企業規模
2016年度	内堀醸造株式会社	加茂郡八百津町	食酢製造業	151人
	ワカムラ電機株式会社	加茂郡八百津町	電気機械器具製造業	82人
2017年度	社会福祉法人如水会	揖斐郡大野町	老人福祉・介護事業	128人



岐阜県内のえるぼし認定企業一覧

平成30年1月22日現在

認定年	企業名	所在地	業種	企業規模	段階
2016年	株式会社十六銀行	岐阜市	金融業	4,723人	★★★ 3つ星
	たんぽぽ薬局株式会社	岐阜市	小売業	958人	★★★ 3つ星
	株式会社中広	岐阜市	広告業	444人	★★ 2つ星
2017年	医療法人和光会	岐阜市	医療業	858人	★★★ 3つ星
2018年	株式会社ディマンシェ	岐阜市	小売業	47人	★★ 2つ星

社会福祉法人 如水会 (揖斐郡大野町)

常時雇用する労働者数 128 名 老人福祉・介護事業

★下記の認定基準を全て満たした中小企業(常時雇用する労働者が 300 人以下の事業主)が認定されます。

項目	認定基準	実績
1	学卒求人など、若者対象の正社員の求人申込みまたは募集を行っていること	○
2	若者の採用や人材育成に積極的に取り組む企業であること	○
3	<p>下記の要件をすべて満たしていること</p> <p><input type="checkbox"/> 「人材育成方針」と「教育訓練計画」を策定していること</p> <p><input type="checkbox"/> 直近 3 事業年度の新卒者などの正社員として就職した人の離職率が 20%以下 ※直近 3 事業年度の採用者数が 3 人または 4 人の場合は、 離職者数が 1 人以下であれば可</p> <p><input type="checkbox"/> 前事業年度の正社員の月平均所定外労働時間が 20 時間以下かつ、 月平均の法定時間外労働 60 時間以上の正社員が 1 人もいないこと</p> <p><input type="checkbox"/> 前事業年度の正社員の有給休暇の年間付与日数に対する取得率が 平均 70%以上または年間取得日数が平均 10 日以上</p> <p><input type="checkbox"/> 直近の 3 事業年度で男性労働者の育児休業等取得者が 1 人以上 または女性労働者の育児休業等の取得率が 75%以上</p>	<p>○</p> <p>採用者：3名 うち離職者：1名</p> <p>月平均所定外 労働時間：4.3 時間 60 時間以上：無</p> <p>有給休暇取得率：80.2%</p> <p>女性労働者の 育児休業取得率：100%</p>
4	<p>下記の青少年雇用情報について公表していること</p> <p><input type="checkbox"/> 直近 3 事業年度の新卒者などの採用者数・離職者数、男女別採用者数、 平均継続勤務年数</p> <p><input type="checkbox"/> 研修内容、メンター制度の有無、自己啓発支援・キャリアコンサルティング制度・ 社内検定等の制度の有無とその内容</p> <p><input type="checkbox"/> 前事業年度の月平均の所定外労働時間、有給休暇の平均取得日数、 育児休業の取得対象者数・取得者数（男女別）、役員・管理職の女性割合</p>	<p>○</p> <p>(別添 3 参照)</p>
5	過去 3 年間に認定企業の取消を受けていないこと	○
6	過去 3 年間に認定基準を満たさなくなったことによって認定を辞退していないこと	○
7	過去 3 年間に新規学卒者の採用内定取消しを行っていないこと	○
8	過去 1 年間に事業主都合による解雇または退職勧奨を行っていないこと	○
9	暴力団関係事業主でないこと	○
10	風俗営業等関係事業主でないこと	○
11	各種助成金の不支給措置を受けていないこと	○
12	重大な労働関係等法令違反を行っていないこと	○



職員が働きやすい環境で多彩な研修によりスキルアップができる

事業内容 特別養護老人ホーム 愛の里
《ぎふ》特養50床・ショートステイ20床・デイサービス併設
《亀山》特養50床・ショートステイ30床・デイサービス併設

会社情報 501-0513 岐阜県揖斐郡大野町大字大野字上城東742番14

<http://www.ainosato-mie.jp/gifu/>

基礎データ

創業	従業員数	平均年齢	平均勤続年	役員・管理職の女性割合	
				(役員)	(管理職)
2009年	128人	49.2歳	2.4年	0.0%	9.3%

働き方データ

有給休暇の平均取得実績	月平均所定外労働時間	育児休業取得状況(直近3事業年度)	
10.0日	4.3時間	男性: 0名	女性: 100.0%

募集・定着状況

		前年度	2年度前	3年度前
募集状況	新卒者等 ¹			
	新卒者等以外 ²			
採用者数(うち女性)	新卒者等	-名(-名)	2名(2名)	1名(1名)
	新卒者等以外	1名(1名)	4名(2名)	4名(1名)
離職者数 ³	新卒者等	-名	-名	1名
	新卒者等以外	-名	1名	-名

会社からのメッセージ

先輩社員から

「介護の仕事は大変」と思われがちですが、この仕事は「ありがとう！」があふれ一生懸命にやった仕事への評価が早い職場だと思います。新人でも誰でもチャレンジする気持ちがあればいろいろな外部研修にも参加させてもらえます。「就職する前に思っていたより毎日が楽しみ」になりますよ！新人を卒業した私たちがしっかりサポートしますので安心してください。

社長から

施設を利用してくださる方に、それぞれのかげがえのない人生を安心して過ごしていただけるように、福祉と医療の総合ケアの充実とやさしさといわりのある介護を目指しています。そして良いケアを提供するために、職員が働きやすく持つ力を生かすことができる職場づくりに取り組んでいます。私たちと一緒に地域に必要とされる「愛の里」を作りましょう。

求める人材像

- ・相手を思いやり、お互いの笑顔を大切にできる方
- ・「働く」意欲のある方

人材育成のための制度

研修制度 あり	自己啓発支援制度 あり	社内検定 あり	メンター制度 あり	キャリアコン制度 あり
------------	----------------	------------	--------------	----------------

備考・補足情報

各種手当、介護職処遇改善支給、定期健診、有給休暇時間単位取得可。

《亀山愛の里》〒509-0103三重県亀山市川合1288-4

見学等受入れ

インターン あり	職場見学 あり
-------------	------------

非正規雇用の職場情報⁴

採用情報

事業所番号: 2102-614214-5

[ハローワークインターネットサービス](#)もしくは
[最寄りのハローワーク](#)をご利用ください。

1 直近3事業年度において正社員として採用した新規学校卒業者、及び新規学校卒業者と同等の処遇を行う既卒者

2 1以外の者で、直近3事業年度において正社員として採用した35歳未満の者

3 当該年度に採用した者のうち、直近3事業年度に離職した者の数

4 非正規労働者の採用状況、有給休暇取得状況、所定外労働時間実績についての自由記述欄




株式会社ダイヤモンド (岐阜市)

常時雇用する労働者数 47 名 インテリア用品販売業

★ 3つの評価項目の基準を満たしており、えるぼし（2つ星）に認定しました。

評価項目	認定基準	実績
1 採用	<p>男女別の採用における競争倍率が同等程度 (女性の競争倍率×0.8<男性の競争倍率)</p> <p>※雇用管理区分ごとに算出 ※競争倍率は直近の3事業年度の平均値の(応募者数÷採用者数)で算出。 ※対象者は期間の定めのない労働契約締結を目的とするものに限る。</p>	<p>【競争倍率の実績】 総合職：女性 7.97 倍 > 男性 2.72 倍</p> <p>女性の競争倍率が男性より高く、基準を満たさない。 ただし、下記の取組を実施し、2年以上連続して実績が改善している。</p> <p>【当該基準に関する取組実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページにて認定や表彰の取得を紹介し、女性が働きやすい職場であることをPR。 ・採用面接に、女性面接官が参画し、採用選考における性別のバイアスの排除。 <p>【男性の競争倍率/女性の競争倍率の改善実績】 0.23 ⇒ 0.32 ⇒ 0.34 (2012~2014年) (2013~2015年) (2014~2016年)</p> <p>※一般職、技術職は採用が無く、パートは男性からの応募がないため、評価対象外。</p>
2 継続就業	<p>男性労働者の平均継続勤務年数に対する、女性労働者の平均継続勤務年数の割合が 0.7 以上 (女性労働者の平均継続勤務年数÷男性労働者の平均継続勤務年数≥0.7)</p>	<p>【平均継続勤務年数の実績】</p> <p>技術職(最も人数が多い雇用管理区分ではない)に女性労働者がいないため、当該項目は評価対象外。</p>
3 労働時間等 働きの方	<p>労働者の月別平均残業時間が毎月ごとに 45 時間未満</p> <p>※平均残業時間は、法定時間外労働及び法定休日労働時間の合計時間数の平均時間とする。 ※雇用管理区分ごとに算出 ※直近の事業年度の各月ごとの平均時間が全て平均 45 時間未満</p>	<p>【月別平均残業時間実績】 (最長の時間) 総合職 7.7 時間、一般職・技術職・パート 0 時間</p> <p>雇用管理区分ごとの月別平均残業時間の最長の時間が 45 時間未満である。</p>
4 管理職 比率	<p>管理職に占める女性労働者の割合が別に定める産業ごとの平均値以上</p> <p>※産業ごとの平均値とは、産業大分類を基本に過去3年間の平均値を毎年改訂。厚生労働省ホームページに掲載。</p>	<p>【管理職に占める女性の割合実績】 「卸売業・小売業」の平均値 5.7% < 57.1% 平均値以上である。</p>
5 多様な キャリア コース	<p>直近3事業年度のうち、以下について 1 項目以上の実績を有する</p> <p>A 女性の非正規社員から正社員への転換、又は女性の派遣労働者の通常の労働者としての雇い入れ B 女性の労働者のキャリアアップに資する雇用管理区分間の転換 C 過去に在籍した女性の正社員としての再雇用 D おおむね 30 歳以上の女性の正社員としての採用</p>	<p>【実績】 Aなし、Bなし、Cなし、D 5人</p> <p>1 項目において実績がある。</p>

えるぼし認定基準

 えるぼし 1つ星 認定基準	 えるぼし 2つ星 認定基準	 えるぼし 3つ星 認定基準
<p>1. 【5つの基準（採用、継続就業、労働時間等の働き方、管理職比率、多様なキャリアコース）】のうち1つ又は2つの基準を満たし、その実績を厚生労働省のウェブサイトに毎年公表していること。</p> <p>2. 満たさない基準については、事業主行動計画策定指針に定められた当該基準に関連する取組を実施し、その取組の実施状況について厚生労働省のウェブサイトに公表するとともに、2年以上連続してその実績が改善していること。</p>	<p>1. 【5つの基準（採用、継続就業、労働時間等の働き方、管理職比率、多様なキャリアコース）】のうち3つ又は4つの基準を満たし、その実績を厚生労働省のウェブサイトに毎年公表していること。</p> <p>2. 満たさない基準については、事業主行動計画策定指針に定められた当該基準に関連する取組を実施し、その取組の実施状況について厚生労働省のウェブサイトに公表するとともに、2年以上連続してその実績が改善していること。</p>	<p>1. 【5つの基準（採用、継続就業、労働時間等の働き方、管理職比率、多様なキャリアコース）】の全てを満たし、その実績を厚生労働省のウェブサイトに毎年公表していること。</p>
<p><上記以外の認定基準（1つ星～3つ星共通）></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 事業主行動計画策定指針に則して適切な一般事業主行動計画を定めたこと。 2. 策定した一般事業主行動計画について、適切に公表及び労働者への周知をしたこと。 3. 認定の取消し又は辞退の日から起算して3年を経過していること。 4. 青少年の雇用の促進等に関する法律第11条の規定により、公共職業安定所が求人者の申し込みを受理しないことができる場合に該当しないこと。 5. 法及び法に基づく命令その他関係法令に違反する重大な事実がないこと。 		